Client Alert

2024 年 3 月号（Vol.123）

1. はじめに
2. 知的財産法：知的財産戦略推進事務局が「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題等に関する論点の整理」の主なポイントを公表
3. 競争法／独禁法①：景表法改正に伴う同法施行規則及びガイドラインの改正案及び確約手続に関する運用基準等のパブコメ募集
4. 競争法／独禁法②：下請法の指導基準の変更案が公表―手形期間に注意
5. エネルギー・インフラ：EEZ における洋上風力発電の実施に向けた議論について
6. 労働法：「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案要綱」の諮問及び答申について
7. 会社法：ISS、グラスルイスの 2024 年版の日本向け議決権行使基準が施行
8. 危機管理・コンプライアンス：消費者庁、景品表示法に基づく法的措置件数の推移及び措置事件の概要を公表
9. 一般民事・債権管理：民事訴訟におけるウェブ会議による口頭弁論の開始
10. M&A：引受人確定後に募集株式の発行等を取りやめた事例（東京高判令和 5 年 3 月 9 日）
11. キャピタル・マーケッツ①：東証、プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度を整備
12. キャピタル・マーケッツ②：サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する検討の開始
13. 税務：OECD/G20 BEPS 包摂的枠組（IF）が利益 B に関するレポートを公表
14. 国際訴訟・仲裁：中国と香港の間における判決の相互承認・執行に関する合意の成立
15. 国際通商／経済安全保障：EU の炭素国境調整メカニズム（CBAM）の報告義務に関する現状と今後の動向
16. 米国：558 億ドルの業績連動型報酬パッケージを無効と判断したデラウェア州衡平法裁判所の決定
17. 中国・アジア（中国）：会社法の改正
18. 新興国（ウガンダ）：ウガンダにおける競争法制定

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2024 年 3 月号（Vol.123）を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

2. 知的財産法：知的財産戦略推進事務局が「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題等に関する論点の整理」の主なポイントを公表

内閣府知的財産戦略推進事務局は、2024 年 2 月 13 日、メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議による「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題等に関する論点の整理」（2023 年 5 月公表、「論点整理」）に関して、(1)メタバースプラットフォーマー及びプラットフォーム利用事業者向けと(2)メタバースユーザー及びコンテンツ権利者向けに、それぞれにとって重要となる主なポイントを整理したもの（「ポイント集」）を公表しました。

2 つのポイント集は、論点整理が採り上げた、①現実空間とメタバースを交錯する知財利用、仮想オブジェクトのデザイン等について、②アバターの肖像等に関する取扱いについて、③仮想オブジェクトやアバターに対する行為、アバター間の行為をめぐるルール形成、規制措置等について、④国際裁判管轄・準拠法について、という 4 つの検討課題に関して、(1)メタバースプラットフォーマー及びプラットフォーム利用事業者向けと(2)メタバースユーザー及びコンテンツ権利者向けとにおいて、各当事者の立場から重要と思われる論点を採り上げています。

これらのポイント集は、オンラインゲーム等の仮想空間上でのサービスを展開する事業者やコンテンツ IP 等の仮想空間上のコンテンツにかかる権利者においては、検討をしておくべき法的課題等を整理したものでありますので、その内容について留意をしておくべきといえます。

パートナー　岡田　淳
☎　03-5220-1821
✉　atsushi.okada@mhm-global.com
カウンセル　佐々木　奏
☎　03-6266-8510
✉　susumu.sasaki@mhm-global.com

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

3. 競争法／独禁法①：景表法改正に伴う同法施行規則及びガイドラインの改正案及び確約手続に関する運用基準等のパブコメ募集

消費者庁は、2024 年 2 月 16 日、2023 年 5 月に公布された改正景品表示法（「改正景表法」）の施行に伴う同法施行規則及びガイドラインの改正案並びに確約手続に関する運用基準等（「改正案等」）を公表し、それらについてパブコメの募集を開始しました。改正景表法は、主に①確約手続の創設、②課徴金制度における返金措置の弾力化（返金方法として第三者型前払式支払手段（電子マネー）の追加）、③課徴金制度の見直し（課徴金の計算の基礎となる売上額の推計規定の整備等）、④罰則規定の拡充（優良誤認表示・有利誤認表示に対する直罰規定の新設）及び⑤円滑な法執行の実現に向けた各規定の整備等（外国執行当局に対する情報提供制度の創設・適格消費者団体による開示要請規定の導入）を主な内容とします[1]。改正案等では、改正景表法において内閣府令等に委任されている事項が定められ、また運用の基準や手続が明らかにされていますが、そのうち重要なものを以下にご紹介します。

1. 確約手続の創設（上記①）に関する改正案等

今回公表された改正案等のうち、「確約手続に関する運用基準（案）」では、確約手続の対象となる事案や手続の明確化が図られています。内容としては、改正景表法や同法施行規則の改正案の内容と重複する部分もあるものの、同運用基準において新たに明らかにされている点もあり、その主なものは以下のとおりです。

(1) 確約手続に関する消費者庁との相談：確約手続は、消費者庁長官が「一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めるとき」に、確約手続通知を行うことにより開始するとされていますが、違反被疑行為に関して調査を受けている事業者は、消費者庁に対し、確約手続の対象となるかの確認や確約手続を希望する旨の申出等、手続に関して消費者庁に相談ができることが明らかにされています。

(2) 確約手続の対象：確約手続の対象とするかの判断基準としては、違反被疑行為等を迅速に是正する必要性・違反被疑行為者の提案に基づいた方がより実態に即した効果的な措置となる可能性等の観点から判断するとされています。また、考慮要素については、違反被疑行為がなされるに至った経緯、当該行為の規模・態様、一般消費者に与える影響の程度、確約計画において見込まれる内容等を考慮するとされています。

(3) 確約計画に記載する確約措置の考え方：確約措置の認定の条件となる十分性・確実性の考え方が示されているほか、確約措置の典型例（違反被疑行為を取りやめ

[1] 改正景表法は、Client Alert 2023 年 6 月号（Vol.114）の「危機管理・コンプライアンス」もご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

ること、一般消費者への周知徹底、違反被疑行為及び同種の行為が再び行われることを防止するための措置、履行状況の報告、一般消費者への被害回復、契約変更、取引条件の変更）が挙げられています。

(4) 確約計画の公表：消費者庁が確約計画を認定した場合、確約計画の概要、当該認定に係る違反被疑行為の概要、確約認定を受けた事業者名等を公表する（但し、景表法に違反することを認定したものでないことを付記する。）とされています。

また、「不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく確約手続に関する内閣府令（案）」では、是正措置計画等の記載事項を含む同計画等の認定・変更の申請方法（申請書の様式、添付資料、申請書等の提出方法等）が定められ、また、是正措置計画等が認定されない場合や認定取消された場合に事業者に交付される書面への記載事項等も定められました。

2. 課徴金の計算の基礎となる売上額の推計規定（上記③）に関する改正案等

改正景表法では、優良誤認表示・有利誤認表示を行った事業者に対して課徴金を課す際、課徴金の計算の基礎となる売上額が把握できない期間がある場合に、当該期間の売上額を推計することを可能とする規定が設けられ、その具体的な推計方法は内閣府令で定めるとされています。これについて、改正案のうち「不当景品類及び不当表示防止法第 8 条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方（案）」では、課徴金対象期間のうち課徴金算定の基礎となる売上額を把握できた期間における売上額を日数で除して 1 日当たりの平均売上額を算出し、当該平均売上額を課徴金対象期間のうち課徴金算定の基礎となる売上額を把握できない日数に乗じることで、売上額が把握できない期間の売上額を推計するとされました。この売上額の推計方法は、独禁法で課徴金を算定する際に課徴金の計算の基礎となる売上額が把握できない期間がある場合の売上額の推計方法（7 条の 2 第 3 項、審査規則 23 条の 6 第 1 項）と同様の考え方となります。

改正案等に対するパブコメは、2024 年 3 月 18 日が期限とされており、パブコメを踏まえて成案が公表される見込みです。改正景表法は、2024 年中に施行される予定であるため、同施行までには改正案等の内容も確定することになります。

改正景表法で新しく導入される確約手続では、事業者が確約措置を申し出て認定された場合には、措置命令及び課徴金納付命令の適用を避けられるため、違反被疑行為に関して調査を受けている事業者にとって、対応を検討する際の重要な選択肢のひとつとなります。実際、同様の手続は独禁法違反行為について既に運用されているところ、既に多くの事業者が同手続を利用しており、また、今回公表された「確約手続に関する運用基準（案）」も、公取委が独禁法における確約手続において策定した「確約手続に関する対応方針」と類似した内容になっています。そのため、景表法におけ

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

る確約手続の利用にあたっては、今回の改正案等に加えて、独禁法における確約手続の先例も参考となるように思われます。

4. 競争法／独禁法②：下請法の指導基準の変更案が公表―手形期間に注意

公取委及び中小企業庁は、2024 年 2 月 28 日、下請代金の支払手段に関する指導基準[2]（「本指導基準」）の変更案（「本変更案」）についてパブコメの募集を開始しました。

本指導基準は、これまで、下請事業者への下請代金の支払手段として手形が用いられる場合の、ほぼ妥当と認められる手形の交付日から満期までの期間（「手形期間」）について、繊維業は 90 日以内、その他の業種は 120 日以内とし、親事業者がこれを超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとしていました。本変更案では、妥当と認められる手形期間について、以下のとおり短縮されています。

① 業種にかかわらず、一律、手形期間は 60 日以内に変更[3]

② 上記①の変更は、本変更案の施行日である 2024 年 11 月 1 日より後に交付される手形に適用される。

2021 年に 3 月にも、公取委及び中小企業庁が、下請代金の支払手段が手形の場合、業種にかかわらず手形期間を 60 日以内とするよう要請する通達を発出しており、その際、「おおむね 3 年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること」が要請されていました[4]。それから 3 年が経過した今般、本指導基準が変更されることとなり、これに抵触する場合は下請法違反となります。

下請法上の親事業者に当たる企業は、現在も下請代金の支払手段として 60 日を超えた手形期間の手形を利用していないかを至急確認し、利用が確認された場合には、2024 年 11 月 1 日までの間に手形期間の短縮や手形以外の支払方法への変更を行う必要があります。

---

[2] 「一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針」及び「電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針」

[3] 本変更案は、下請代金の支払手段が電子記録債権である場合も、下請代金の支払期日から電子記録債権の満期日までの期間を業種にかかわらず一律 60 日以内とするよう変更しています。

[4] Client Alert 2021 年 4 月号（Vol.88）

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

パートナー　宇都宮　秀樹
☎　03-5223-7784
✉　hideki.utsunomiya@mhm-global.com
パートナー　竹腰　沙織
☎　03-6266-8903
✉　saori.takekoshi@mhm-global.com
シニア・アソシエイト　後潟　伸吾
☎　092-739-8144（福岡）
✉　shingo.ushirogata@mhm-global.com

5.　エネルギー・インフラ：EEZ における洋上風力発電の実施に向けた議論について

再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の洋上風力促進ワーキンググループ及び交通政策審議会港湾分科会環境部会の洋上風力促進小委員会の合同会議（「合同会議」）において、昨年 11 月 15 日の第 20 回会合から本年 1 月 26 日の第 22 回会合の計 3 回にわたり、日本の排他的経済水域（「EEZ」）における洋上風力発電の実施に向けた法制度に関する議論が行われ、本年 2 月 9 日の第 23 回会合（書面審議）では、当該議論の内容を取りまとめた資料が公表されました[5]。また、2024 年 2 月 6 日付日経新聞朝刊 5 面等では、関連する再エネ海域利用法の改正案が今国会に提出される予定であるとされています。

そこで、今回は、EEZ における洋上風力発電事業の実施に向けたこれまでの議論について、同資料において示された 7 つの課題とその方向性について概説します。

(1)　事業者に対する権利付与

EEZ は、領海と異なり、国有財産法の適用外となりますが、「風からのエネルギーの生産等」については、沿岸国に主権的権利が認められることから（国連海洋法条約（UNCLOS）56 条 1 項（a）及び 60 条 1 項（b））、当該権利に基づいて、国が EEZ における洋上風力発電のための利用等を許可・規制する権利を有すると整理されています。

かかる整理のもと、国による許可を受けた事業者のみが発電設備を設置して長期間利用できる仕組み（許可制度）とすることを前提に、具体的な制度設計としては、国が予め指定した広域の候補海域内において、事業者が発電事業[6]を実施する区域を自由に設定し、その区域における発電設備等の設置計画案等の申請を行い、国は、当該計画案等を審査した上で、一定の要件に合致すると認めた場合に、当該事業者に対して洋上風力発電設備の設置を許可する（禁止を個別に解除する。）仕組みとすることが予定されています。

[5] https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/pdf/023_02_00.pdf
[6] 発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を図る観点から、対象とするエネルギー源は風力のみとされています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

(2)　二段階方式を前提とした具体的な制度の在り方

①複数海域での大規模案件の同時形成とリードタイムの短縮、②国民負担の抑制、③予見性のある仕組みの構築といった 3 つの政策目的を同時に実現するために、「二段階方式」の採用が予定されています。

具体的には、一段階目で、上記(1)のとおり、事業者は、発電事業を実施する区域の設定とその区域における発電設備等の設置計画案等の申請を行い、一定の基準を満たした場合には、国により仮の許可の付与を受けることができます[7]。

仮の許可を取得した事業者は、当該海域における詳細調査や漁業従事者等の利害関係者との調整を実施し、調整が整った後、調整後の設置計画と区域図を国に対して申請することとなります。これに対して、国は、その内容を審査し、基準を満たすものに対して、発電設備の設置許可を行い[8]、許可を取得した事業者は、二段階目として国による支援を受けることができることになります。

(3)　募集区域の設定の考え方

EEZ における募集区域は、国による事前調査[9]を経て、国によって指定されます。募集区域の指定にあたっては、気象、海象その他の自然的条件等が優れていることや海洋環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと見込まれることが条件とされ、また、利害関係者からの意見を広く聴取するための公告縦覧に加えて、漁業、防衛レーダー、主要航路、海洋環境等について予め考慮するための各省協議の実施を経て行われることが予定されています。

(4)　事業者の選定基準

EEZ における洋上風力発電事業者の適格性や事業計画において求められる事項は、領海における事業の場合と大差ないと考えられることから、領海及び内水における選定基準や事業計画に求められる事項等と同程度とするとされています[10]。

(5)　利害関係者との調整

利害関係者との調整[11]に関しては、現行制度と同様、協議会を組織することが予定されています。協議会の構成員は、国（事務局）、仮の許可の付与を受けた事業者、関係

---

[7] 事業者間で区域の重複が生じた場合は、長期的、安定的かつ効率的な実施の観点から、最も適切な者に対して仮の許可が付与されます。
[8] 案件の停滞を防ぐ観点から、仮の許可から設置許可を受けるまでの期間について有効期間が設定されることが予定されています。
[9] 国による調査については、その実施体制を十分に確保していくとともに、その運用において整理すべき事項について、別途検討を進めていく必要があるとされています。
[10] 但し、国連海洋法条約の適用がある関係から、国際約束の適切な履行等（構築物の建設についての通報、構築物について注意喚起のための恒常的な措置、利用されなくなった施設等の撤去等）の追加的に必要な措置を講じるとされています。
[11] 利害関係者の範囲や特定方法、国や事業者の役割、協議内容等の具体的な運用にあたっての課題については、事業予見性や利害関係者等の対応コストにも影響するため、別途検討する必要があるとされています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

漁業者の組織する団体、学識経験者等とされますが、例えば、領海における海底送電線のルートや基地港湾に関する状況との関係から、都道府県や関係機関も構成員となる可能性もあります。この協議会における調整が整わない限り、仮の許可を取得した事業者は、二段階目の国による支援を受ける前提となる設置許可を取得することができません。また、許可を受けた後であっても、その事業や漁業影響調査等の実施状況について、協議会に報告し、必要な措置を講じていく必要があることは現行制度と同様です。

(6)　事業規律

調整や開発の途中段階における案件の放棄や売却を前提とした事業実施を防ぎ、事業規律の適正化を図っていくため、仮の許可の付与や許可の際に、事業の適切性について審査するほか、事業者に対し、①国によるセントラル方式による調査費用の負担や、②事業者による保証金等の支払いを条件付けることが検討されています。また、事業を承継する場合には、事業者の適格性等について、一定の基準に基づき厳格に審査するものとされています。

(7)　FIT/FIP 制度による事業者支援

EEZ における洋上風力発電事業においても、FIT/FIP 制度の利用が可能となることが予定されていますが、FIT/FIP 制度を利用する場合、設置許可を取得したのちに、再エネ特措法における入札への参加が求められることとなります。

また、より国民負担の抑制につながる仕組みとするべく、仮の許可の段階で事業者に供給価格の提示を求め、FIT/FIP 入札における上限価格として、当該額を機能させることも予定されています。

今国会に提出予定とされる再エネ海域利用法の改正案には、本稿において解説した内容[12]が盛り込まれることが予定されているようですが、まだ改正案の詳細な内容は明らかとなっていません。今後公表されるであろう改正案の内容が注目されます。

パートナー　小林　卓泰
☎　03-5223-7768
✉　takahiro.kobayashi@mhm-global.com
シニア・アソシエイト　鮫島　裕貴
☎　03-5220-1858
✉　yuki.sameshima@mhm-global.com

[12] 本稿で解説する論点の他にも、EEZ における洋上風力発電の開発については、環境影響評価との関係でも議論が進められており、環境影響評価手続における配慮書の手続きを適用除外とすること等が予定されています。詳細は、中央環境審議会総合政策部会における風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会において取りまとめられた「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（一次答申）（案）」（https://www.env.go.jp/council/content/i_01/000198302.pdf）をご参照ください。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

6. 労働法：「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案要綱」の諮問及び答申について

2024 年 1 月 30 日、厚生労働省の労働政策審議会は、同日に諮問された「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案要綱」（「本要綱」）について、おおむね妥当と認める旨答申しました（「本答申」）。本要綱の概要は以下のとおりです。

① 子の看護休暇の改正

(a) 子の看護休暇を小学校第三学年終了前の子を養育する労働者が取得できるものとし、当該子の入園式、卒園式、入学式その他これに準ずるものを休暇対象に追加すること。

(b) 労使協定により当該休暇を取得することができないものとして定めることのできる労働者から、当該事業主に引き続き雇用された期間が 6 か月に満たない者を除くこと。

② 介護休暇の改正

上記(b)と同様の改正を行う。

③ 育児のための所定外労働の制限の改正

育児のための所定外労働の制限の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に拡大すること。

④ 介護についての申出があった場合等における措置等の新設

事業主に対して、労働者の申出に応じて、仕事と介護との両立に資するものとして厚生労働省令で定める制度又は措置等を講じなければならないとすること。

⑤ 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置の改正

事業主に対して、雇用環境整備の円滑化のために、研修や相談体制設備等の措置を講じなければならないとすること。

⑥ 育児休業の取得の状況についての公表の改正

育児休業の取得状況公表義務を負う事業主の範囲を、常時雇用する労働者の数が 300 人を超える事業主に拡大すること。

⑦ 育児のための所定労働時間の短縮措置等の改正

事業主が時短勤務が困難な業務に従事する 3 歳に満たない子を養育する労働者について講じなければならない措置に、在宅勤務等の措置を追加すること。

⑧ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者及び家族の介護を行う労働者に関する措置の改正

事業主が小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者及び家族の介護を行う労働者について講じなければならない措置に、在宅勤務等の措置を追加すること。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

本答申を受け、本要綱に即した法案が作成されることになりますので、当該法案の動向についても注目が必要となります。

パートナー　荒井　太一
☎　03-5220-1853
✉　taichi.arai@mhm-global.com
アソシエイト　澤　和樹
☎　03-6212-8387
✉　kazuki.sawa@mhm-global.com

7.　会社法：ISS、グラスルイスの 2024 年版の日本向け議決権行使基準が施行

議決権行使助言会社の Institutional Shareholder Services Inc.（「ISS」）及び Glass, Lewis & Co.（「グラスルイス」）の 2024 年版の日本向け議決権行使助言方針（ガイドライン）が 2024 年 2 月開催の株主総会から適用開始されます。主な改定内容は、下記のとおりです。

1. ROE ポリシーの適用再開

ISS は、過去 5 期平均の自己資本利益率（ROE）が 5%を下回りかつ改善傾向にない場合には経営トップである取締役（社長・会長）の選任議案に対して反対推奨とする旨の ROE ポリシーの適用を再開しました。「改善傾向」とは、直近の会計年度の ROE が 5%以上ある場合を指しますが、ISS はこの ROE 基準は最低水準であり、日本企業が目指すべきゴールではない旨も明記しています。

2. 買収防衛策（ポイズンピル）ポリシーの厳格化

ISS は「総会後の取締役会に占める出席率に問題のない独立社外取締役が過半数（注：改定前は 3 分の 1）であること」等の一定の形式基準を満たし、かつ買収防衛策導入による具体的な株主価値向上施策等に関する招集通知の説明が妥当という実質的な基準を満たさない限り、買収防衛策関連議案は原則として反対推奨としました。

3. ジェンダー・ダイバーシティ

グラスルイスは、プライム市場上場企業について、10%以上（プライム市場以外の上場企業については引き続き 1 名以上）の多様な性別の取締役がいない場合、監査役会設置会社又は監査等委員会設置会社では取締役会議長、指名委員会等設置会社では指名委員会委員長に対して、反対助言を行うとしました。さらに 2026 年 2 月以降はプライム市場上場企業についての基準値を 20%に引き上げる旨明記しています。

4. 気候関連問題に対する説明責任

グラスルイスは、気候関連問題に対する取締役会の説明責任と助言方針について、サステナビリティ会計基準審議会（SASB）が判断した業種に属する日経平均株価指数構成企業等にその適用対象を拡大し、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

の提言に沿った開示の有無を精査し、その開示がない場合や著しく不十分であると判断した場合はその責任があると思われる取締役に反対助言を行う場合がある旨明らかにしました。

上記のほか、グラスルイスは、サイバーセキュリティに関わる事項を監督する取締役会の役割について、明確な開示を行うことを推奨しています（但し、原則としてその開示に基づく助言判断は行わないとしています。）。また、さらに、2025 年 2 月以降の株主総会について、政策保有株式の保有に関する方針に適用している例外条項をより厳格化することや、取締役会の構成とリフレッシュメントに関する新たな方針を適用すること等を明らかにしています。反対推奨の対象となる範囲が拡大する方向での改訂を踏まえ、各社は本年の定時株主総会に向けて、開示の内容等を見直す必要があります。

＜参考資料＞

ISS：「2024 年版日本向け議決権行使助言基準」（2024 年 2 月 1 日施行）
https://www.issgovernance.com/file/policy/active/asiapacific/Japan-Voting-Guidelines-Japanese.pdf?v=1

Glass, Lewis & Co.：「2024 Benchmark Policy Guidelines」（2024 年 2 月開催の株主総会から施行）
https://www.glasslewis.com/wp-content/uploads/2024/01/2024-Japan-Benchmark-Policy-Guidelines-in-Japanese.pdf?hsCtaTracking=9a21ebe8-a4fa-4caf-bdb5-de4db05dc91e%7C5e7bce91-0659-405d-ad47-f8683d206af7

パートナー　石井　裕介
☎　03-5223-7737
✉　yusuke.ishii@mhm-global.com
シニア・アソシエイト　香川　絢奈
☎　03-5220-1847
✉　ayana.kagawa@mhm-global.com

8.　危機管理・コンプライアンス：消費者庁、景品表示法に基づく法的措置件数の推移及び措置事件の概要を公表

消費者庁は、2024 年 2 月 29 日、「景品表示法に基づく法的措置件数の推移及び措置事件の概要」を公表しました[13]。こちらは、2024 年 1 月 31 日時点における 2023 年 2

[13] 景品表示法に基づく法的措置件数の推移及び措置事件の概要の公表（令和 6 年 1 月 31 日現在）(caa.go.jp)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

月 1 日から 2024 年 1 月 31 日まで（「対象期間」）の国又は都道府県等による措置命令又は課徴金納付命令の推移と各措置事件の概要を取りまとめたものになります。

対象期間内における法的措置件数の概要は以下のとおりです。

処分行政庁	措置	2023 年 2 月～同 3 月末（令和 4 年度）	2023 年 4 月～2024 年 1 月末（令和 5 年度）
国	課徴金納付命令	4 件	7 件
	措置命令	6 件	19 件
都道府県等	措置命令	4 件	0 件

対象期間内の法的措置件数のうち、措置命令の対象となった合計 29 件の内訳は、優良誤認表示が 23 件、有利誤認表示が 5 件、過大な景品類の提供が 1 件でした。優良誤認表示が付されていたと認定された商品又は役務の種類の傾向としては、多くが細菌・ウィルス対策を謳う衛生用品や衛生用の電化製品、健康効果を謳う健康食品やサプリメントに集中しています。有利誤認表示が付されていた商品又は役務には特に一定の傾向は見られませんでした。

課徴金納付命令は、11 件いずれもが優良誤認表示（うち 1 件は有利誤認表示にも該当する事案）でした。不当な表示が付されていたと認定された商品又は役務の種類の傾向としては、大半が細菌・ウィルス対策を謳う衛生用品や健康効果を謳う健康食品やサプリメントに集中しています。なお、課徴金の金額については以下のとおりです。大半が 5,000 万円以下の金額帯に収まっていますが、最高額は 6 億円を超えています。

＜課徴金の金額＞

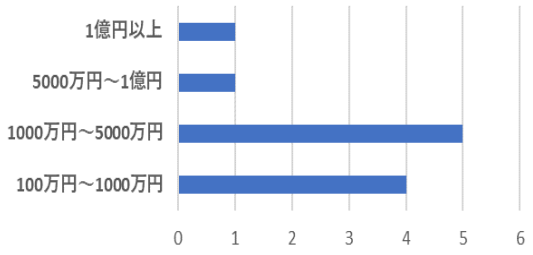

各命令を受けた各社の対応としては、措置命令に従った不当表示の排除や一般消費者へのリリース、課徴金納付命令に従った納付及びそのリリース等がなされています。リリースでは再発防止策を簡潔に述べるものが多く見受けられますが、過大な景品類の提供に係る事案では、外部専門家で構成される調査委員会の調査に基づく調査を実施し、調査報告書が、措置命令に先行して公表されている事案も見られました。事案の内容に応じて、外部専門家による調査等により説明責任を果たすことが必要になる場合も増えてくるものと思われます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

パートナー　藤津　康彦
☎　03-6212-8326
✉　yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com
シニア・アソシエイト　加藤　裕之
☎　087-802-4982
✉　hiroyuki.kato@mhm-global.com

9.　一般民事・債権管理：民事訴訟におけるウェブ会議による口頭弁論の開始

2024 年 3 月 1 日から、改正民事訴訟法（2022 年 5 月 18 日成立、「改正民訴法」）の一部施行により、民事訴訟において、口頭弁論期日をウェブ会議の方式で実施することが可能となりました（87 条の 2）。改正民訴法は、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から民事訴訟制度の全体的な IT 化を図ることを目的とし、段階的に施行されることとなっており、本施行もその一環です。

民事訴訟においては、既に、争点整理を主な目的とする弁論準備手続や和解期日等（いずれも非公開）についてウェブ会議による方法が導入されていました。他方、公開の法廷で行われる「口頭弁論期日」については、これまで実際に裁判所の法廷に出頭する必要がありましたが、ウェブ会議の方式が採用された場合、出頭の必要がなくなります。

口頭弁論におけるウェブ会議方式の採用は、当事者の意見を聴いて、裁判所が「相当と認めるとき」に認められます（87 条の 2 第 1 項）。最終的には裁判所の判断であるため、一方当事者に拒否権がある訳ではありませんが、ウェブ会議方式が採用された場合でも、現実の法廷へ出頭を希望する当事者が裁判所に出頭することは妨げられないと考えられます。

また、口頭弁論期日をウェブ会議で行う場合でも、公開の手続であることには変わりありません。裁判官はこれまでどおり公開の法廷に在廷しますし、第三者は、法廷の傍聴席から法廷に設置されたモニターを通じて傍聴することができます。なお、ウェブ会議に参加する形での傍聴は想定されていません。

改正民訴法の施行は、今後、人事訴訟・家事調停におけるウェブ会議を利用した離婚・離縁の和解・調停の成立を可能とする制度の導入（2025 年 5 月 25 日までに施行予定）、オンラインによる訴え提起等を可能とする制度の導入や訴訟記録の電子化等（2026 年 5 月 25 日までに施行予定）についても予定されており、順次、民事裁判手続の IT 化が進められることとなります。

パートナー　梅本　麻衣
☎　03-6266-8753
✉　mai.umemoto@mhm-global.com
アソシエイト　北山　智也
☎　03-5293-4909
✉　tomoya.kitayama@mhm-global.com

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

10. M&A：引受人確定後に募集株式の発行等を取りやめた事例（東京高判令和５年３月９日）

東京高裁は、民事再生手続の開始決定を受けたＹ社との間で、スポンサーとして募集株式の総数引受契約を適法に締結しその後出資の履行をしたＸ社が、出資の払込前にＹ社において募集株式の発行に関する取締役会決議を撤回する決議がなされていたと主張するＹ社に対して、株主たる地位の確認等を求めた事案において、「出資の履行がされる前に、決定機関（Ｙ社においては取締役会）として、上記の総数引受契約において予定されていた募集株式の発行を取りやめる（発行しない。）ことができない状況にあったと解すべき法的根拠は見出し難い」と判示して Ｙ 社の主張を認め、原審と同様に Ｘ 社の請求を棄却しました。

従前から、新株発行の決議後に新株発行の取りやめが可能かという論点については、払込期日に至る前（払込期間を定めた場合は、出資の履行前）であれば、いつでも取締役会の決議により新株発行を取りやめることができるというのが通説とされておりましたが、本裁判例は当該通説に従った高裁判決として今後の実務の指標となると考えられます。

パートナー　大石　篤史
☎　03-5223-7767
✉　atsushi.oishi@mhm-global.com
アソシエイト　青田　竜
☎　03-5220-1849
✉　ryu.aota@mhm-global.com

11. キャピタル・マーケッツ①：東証、プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度を整備

東京証券取引所（「東証」）は、2024 年 2 月 26 日、「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備について」（「本制度」）を公表し、パブリック・コメント手続を開始しました。本制度は、海外投資家からの情報の非対称性に係る指摘等を踏まえて、プライム市場の上場会社に適用されるものであり、その概要は以下のとおりです。

(1) 重要な会社情報の英文開示の努力義務の新設

プライム市場の上場会社は、重要な会社情報について、可能な限り、和文での開示と同時に英文での開示を行う旨の努力義務が規定されます。例えば、PR 情報や株主総会招集通知、CG 報告書等につき、任意で英文開示を行うことが考えられます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

(2) 決算情報・適示開示情報の英文開示の義務化

上記(1)に加えて、決算情報（決算短信・四半期決算短信、決算補足説明資料）及び適時開示情報（適時開示事由に該当しない又は軽微基準に該当するものの任意で TDnet を利用して開示した情報を含む。）については、原則として和文での開示と同時に英文での開示を行うことが義務付けられます。かかる英文開示については、全書類・全文について同時に開示することが望ましいとしつつ、和文の内容の一部又は概要の開示でも足りるとされています。なお、英文開示はあくまで和文開示の参考訳と位置付けられ、その内容の正確性については東証による実効性確保措置の対象外とされています。

本制度は、2025 年 4 月 1 日以後に開示される情報から原則として適用される予定ですが、別途、具体的な実施予定時期を記載した書面を東証に提出した場合は、上記(2)の英文開示義務が 1 年間猶予されます。プライム市場上場会社に対しては、2021 年 6 月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードにおいて開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべき旨が定められましたが、本制度により更なる英文開示の拡充が求められることとなり、英文開示実施にあたっての体制整備やリソースの確保が必要となります。また、英文開示の義務化によって和文開示が後退することは許容されないとされている点についても留意が必要です。

12. キャピタル・マーケッツ②：サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する検討の開始

2024 年 2 月 19 日、金融庁は、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（仮称）を新規に設置し、検討を開始することを諮問しました。

サステナビリティ情報については、企業内容等の開示に関する内閣府令の改正により 2023 年 3 月期から有価証券報告書における開示が開始されたところですが、現時点では客観的な開示基準がなく発行会社の主観的な判断と分析によっているところです。今後は、かかる有価証券報告書における開示が具体的な基準に準拠して行われることにより、比較可能性を高め、投資家に有用な情報が提供されることが重要と考えられています。我が国のサステナビリティ基準委員会（「SSBJ」）では、日本における具体的なサステナビリティ開示基準（「SSBJ 基準」）を開発中であり、本年 3 月に公開草案が公表される予定ですが、当該 SSBJ 基準の具体的な適用対象や適用時期に係る検討が必要と考えられています。また、投資家からはサステナビリティ情報の信頼性の確保の必要性も指摘されており、国際的にも当該情報に対する保証のあり方について議論がなされていることを踏まえ、サステナビリティ情報の開示に係る保証制度の導入についての必要性も指摘されています。今後設置されるワーキング・グループでは、これらの事項に関して、法改正を視野に入れた検討がなされるとされています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

今後、金融審議会において具体的な制度のあり方に係る議論が進められることとなります。かかる議論の結果、企業情報開示に関する現行の制度が大きく変更される可能性もあり、今後のワーキング・グループの動向が注目されます。

パートナー　鈴木　克昌
☎　03-6212-8327
✉　katsumasa.suzuki@mhm-global.com
シニア・アソシエイト　森田　理早
☎　03-6213-8124
✉　risa.morita@mhm-global.com
アソシエイト　橘川　文哉
☎　03-6266-8559
✉　fumiya.kitsukawa@mhm-global.com

13. 税務：OECD/G20 BEPS 包摂的枠組（IF）が利益 B に関するレポートを公表

OECD/G20 BEPS 包摂的枠組（IF）は、2024 年 2 月 19 日、利益 B に関するレポートを公表しました。

利益 B は、BEPS 包摂的枠組（IF）における第 1 の柱に位置付けられるものであり、キャパシティの低い国のニーズに焦点を当てつつ、「基礎的マーケティング・販売活動」について、移転価格税制の執行を簡素化・合理化することを目的としています。

対象となる企業規模等及び事業に一定の制限のあった利益 A（物理的拠点等の有無を問わない新たな市場国課税権）と異なり、利益 B は、企業規模及び対象事業に制限がないことから、より多くの企業が対象となり得ると考えられています。

今回のレポートでは、簡素化・合理化アプローチをとる国に対して、①簡素化・合理化アプローチの選択を自国内の検証対象企業に「許可」するという方式と、②簡素化・合理化アプローチの使用を税務当局及び自国内の検証対象企業に「要求」する方式、という 2 つの選択肢があることが示されています。

令和７年度税制改正において利益Ｂが組み込まれるか否かは明らかではありませんが、今後の税制改正への影響の有無も注目されます。

＜参考資料＞

「OECD /G20 Base Erosion and Profit Shifting Project Pillar One - Amount B」
https://www.oecd.org/tax/beps/pillar-one-amount-b.htm

「OECD/G20 BEPS 包摂的枠組（IF）による「利益 B ガイダンス」の公表について（令和 6 年 2 月）」（国税庁 HP）
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/oecd/tp/2024.htm

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

パートナー　大石　篤史
☎　03-5223-7767
✉　atsushi.oishi@mhm-global.com
アソシエイト　中村　太智
☎　03-5293-4925
✉　taichi.nakamura@mhm-global.com

14. 国際訴訟・仲裁：中国と香港の間における判決の相互承認・執行に関する合意の成立

2024 年 1 月 29 日、中国と香港の間における民事・商事に関する判決の相互承認・執行に関する合意（「相互承認合意」）の効力が発生しました。

同日、香港において、「中国の民事・商事判決（相互執行）に関する規則」が施行され、また、中国においては、2024 年 1 月 26 日に、中国最高人民法院（最高裁判所）が相互承認合意に関して法律上の解釈指針を公表し、これにより、両政府が、相互承認合意を実施するための制度の運用を開始したことになります。

香港政府が公布・施行した「中国の民事・商事判決（相互執行）に関する規則」によれば、香港において承認・執行することができる中国の判決は、一定の例外はあるものの、その性質上民事・商事と解される判決（金銭に関する判決・非金銭に関する判決のいずれも含む。）に加え、損害賠償等に関する金銭の支払いを命じる内容の刑事事件の判決も含むとされています。一方で、保全処分に関する決定は含まれないとされています。

また、中国と香港の間の相互承認・執行に関する従前の制度の下では、中国又は香港の裁判所が専属管轄権を有することに当事者が合意をすることが要件とされていましたが、今般の相互承認合意の下では、かかる専属管轄合意の要件が廃止され、例えば、被告の住所地、代表事務所、支店が中国にある場合、債務履行地が中国とされている場合、中国で不法行為が成立した場合、非専属的管轄合意があり、かつ、紛争が中国と関連性を有している場合等にも、香港において中国判決の承認・執行をすることができる等の変更がなされました。

特に、中国に関しては、他国との間で判決を相互に承認・執行することができる制度がほとんど確立されておらず、例えば、日本と中国の間においても、相互の保証が存在しないとして、日本の判決を中国で承認・執行することも、中国の判決を日本で承認・執行することもできないと解されています（後者につき、大阪高裁平成 15 年 4 月 9 日判決等）。今回の香港との間の相互承認合意は、中国との間で広い範囲で判決の相互承認・執行に関する取り決めを行った初めての事例として注目されるものであり、実際にどのような運用がなされるのか等について、注視していく必要があります。

パートナー　大野　志保
☎　03-6266-8539
✉　shiho.ono@mhm-global.com

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

15. 国際通商／経済安全保障：EU の炭素国境調整メカニズム（CBAM）の報告義務に関する現状と今後の動向

(1) はじめに

2023 年 10 月 1 日の移行期間の開始とともに始まった EU の炭素国境調整メカニズム（「CBAM」）の報告義務が、第 1 回目の提出期限を迎えました[14]。2023 年 10 月～12 月分の情報を提出する第 1 回目の期限は 2024 年 1 月末とされていましたが、提出先システムに関する不具合で 30 日間延長されました[15]。次回の報告は、2024 年 1 月～3 月分の情報について 2024 年 4 月末までに提出することになります。以下では、CBAM 移行期間における報告義務の内容と今後の動向を概観します。CBAM の概要等については「―環境・気候変動対策と通商法①―EU における炭素国境調整メカニズム（CBAM）の概要とその影響」（INTERNATIONAL TRADE LAW / CARBON CREDIT BULLETIN 2023 年 2 月 7 日号）もご参照ください。

(2) CBAM 報告書の提出義務

CBAM は、EU 排出権取引制度に基づいて、域内の製造事業者に課される炭素価格と同等の炭素価格を、EU 域外からの輸入される対象産品に課す制度です。EU 炭素国境調整メカニズム設置規則（Regulation (EU) 2023/956）（「CBAM 設置規則」）に基づき、2026 年の本格適用開始までの間の移行措置として、輸入者等は、排出量等の情報を報告する義務が課されます[16]。欧州委員会は、2023 年 8 月 17 日に実施規則（Regulation (EU) 2023/1773）（「CBAM 実施規則」）を採択し、同年 12 月には実施ガイダンスも公表されました[17]。

① 適用対象と目的

CBAM は、エネルギー集約型でありカーボンリーケージのリスクが最も高いとされるセクターの製品が対象です[18]。

セメント	電力	肥料
鉄・鉄鋼	アルミニウム	水素

CBAM の報告制度のもと提出された排出量等の情報は、本格適用に向けて、対象範囲を他のセクターや下流の製品･サービスに拡大させるための検討や、間接排出量算定方法を発展させるために活用されます[19]。

② 報告の内容

輸入者等が報告義務に基づき提出する項目には対象輸入品の輸入量、種類、原産国、生産設備情報、生産ルート、直接・間接排出量、原産国で支払われた炭素価格等が含

[14] なお、かかる報告義務に関しては、日系企業だけでなく、EU 域内のドイツ産業界からも手続の煩雑さや準備期間の不足に関し批判の声が上がっていました（JETRO ビジネス短信（2023 年 10 月 16 日）参照）。
[15] 欧州委員会 プレスリリース（2024 年 1 月 29 日）
[16] CBAM 設置規則 35 条
[17] 欧州委員会は、ガイダンスも含む関連の情報について、CBAM サイトにおいて随時更新しています。
[18] CBAM 設置規則 2 条、付属書 I
[19] CBAM 実施規則前文(11)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

まれます[20]。輸入者等は、EU 域外の生産者から収集した情報に基づき、欧州委員会が設置した CBAM 移行期登録簿（CBAM Transitional Registry）[21]に内容をアップロードして報告を行います[22]。

排出量の算出に関し、2024 年末までは(1)測定システムによって得られた活動量のデータ及び実験分析又は標準値による算出要素に基づいて計算する（計算ベース）又は排出ガス中の温室効果ガスの濃度及び流量を連続的に測定する（測定ベース）ことで排出量を決定する方法[23]（EU 指定方式）、(2)EU 指定方式と同等のデータ範囲と精度を持つ代替的手法[24]、(3)欧州委員会が公表するデフォルト値の利用等の他の方法[25]、のいずれかの方法で報告を行うことが規定されています。(2)の代替的手法は 2024 年 12 月 31 日まで利用可能とされており、(3)の排出量デフォルト値は、2024 年 7 月末まで報告排出量の 100%利用が可能です。欧州委員会は、2023 年 12 月 22 日に各製品のデフォルト値を公表しました[26]。デフォルト値に依拠する場合、生産上の実排出量を算出しなくても報告が可能であり、第 1 回目の報告ではほとんどの日系企業はこのデフォルト値を利用したと言われています[27]。2025 年 1 月以降は EU 指定方式に従い排出量を算出することになりますが、複雑な製品については、製品の構成比率の 20%まではデフォルト値を利用した推計値を用いることが可能とされています[28]。

(3) 今後の動向

現時点では排出量の算出に関し、デフォルト値の利用を含む柔軟な対応が許容されていますが、上記のとおり、今後デフォルト値が原則利用できなくなり、2025 年 1 月以降は EU 指定方式に基づき決定した実測値で排出量を報告することが必要になります。EU 域外の事業者も、生産過程での排出量に関する情報の収集方法について検討と対応を進める必要があります。また、CBAM は将来排出権取引制度の対象セクターの排出量 50%以上をカバーするために、対象範囲の拡大の方向性が既に定まっており[29]、現在は除外されている有機化学品や鉄鋼・アルミニウムを用いた川下製品への拡大もあり得ます。さらに、欧州委員会は、2024 年 6 月までに、報告義務の簡素化や、EU 域外の生産者が特定のビジネス上のデータを CBAM 移行期登録簿へ直接提出ができるよう整備を進めるともしており[30]、これらを含む CBAM の報告義務の具体的内容及び手続等に係る今後の動向を引き続き注視していく必要があります。

---

[20] CBAM 実施規則 3 条
[21] 輸入者等は CBAM 移行期登録簿への初回のアクセス前に、拠点がある加盟国の管轄当局に申請を行う必要があります。
[22] CBAM 実施規則 8 条
[23] CBAM 実施規則 4 条 1 項
[24] CBAM 実施規則 4 条 2 項
[25] CBAM 実施規則 4 条 3 項
[26] Default values transitional period
[27] JETRO ビジネス短信（2024 年 2 月 19 日）
[28] CBAM 実施規則 5 条
[29] Q&A No.6
[30] 欧州委員会 プレスリリース（2023 年 12 月 22 日）

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

パートナー　梅津　英明
☎　03-6212-8347
✉　hideaki.umetsu@mhm-global.com
外国弁護士　児玉　みさき
☎　03-5220-1845
✉　misaki.kodama@mhm-global.com

16. 米国：558 億ドルの業績連動型報酬パッケージを無効と判断したデラウェア州衡平法裁判所の決定

デラウェア州衡平法裁判所は、2024 年 1 月 30 日、Tesla, Inc.（「Tesla」）が CEO の Elon Musk 氏（「Musk 氏」）に付与した最大 558 億ドルの価値を有する業績連動型の報酬パッケージ（「本報酬パッケージ」）について、無効であると判断しました（「本決定」）[31]。

裁判所は、Musk 氏の Tesla 持株比率は 21.9%に過ぎないものの、Musk 氏が Tesla において典型的な「スーパースターCEO」としての地位を有していたことや、Tesla の取締役の過半数は Musk 氏と個人的及び職務上の強い関係があり、これら取締役は Musk 氏から独立していなかったこと等から、Musk 氏は、Tesla の取締役会による本報酬パッケージの承認プロセスを支配していたと認定しました。その上で、裁判所は、Tesla の取締役会による本報酬パッケージの承認は利益相反のある支配株主との取引に該当し、当該承認が取締役の信認義務に違反するか否かは完全な公正性基準（「Entire Fairness」）という最も厳格な審査基準により審査されると判断しました。また、本報酬パッケージは利害関係のない株主の過半数により承認されましたが、裁判所は、当該承認については、株主総会の招集通知において取締役が独立している旨の記載がされていたことや本報酬パッケージの承認のためのプロセスの詳細がミスリーディングな形で省略されていたことから、株主に対して十分な情報開示が行われていなかったものとし、被告である Musk 氏、Tesla 及び 6 名の Tesla 取締役が本報酬パッケージの承認が完全に公正であったことについての立証責任を負うと判断しました。

その上で、裁判所は、Musk 氏が本報酬パッケージの承認プロセスを支配していたこと等を考慮し、手続の公正性は認められないと判断しました。また、本報酬パッケージが Musk 氏の留任及び Tesla の目標達成のために必要か検討がなされていないこと、Musk 氏は Tesla の株式の 21.9%を保有しており、本報酬パッケージを付与せずとも十分に Tesla を成長させるインセンティブを持っていたこと等を考慮し、報酬額の公正性も認められないと判断しました。その結果、裁判所は、本報酬パッケージの承認が完全に公正であったことについて被告による立証がなされておらず、Tesla 取締役会が本報酬パッケージを承認したことは取締役の信認義務違反にあたると判断しました。

本決定は、デラウェア州会社法に関する決定であり、日本法の解釈に直接影響するものではありませんが、支配株主からの取締役の独立性、株主に対する情報開示の十分性

[31] Tornetta v. Musk. https://courts.delaware.gov/Opinions/Download.aspx?id=359340

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

等、日本の会社法においても問題となる事項が重要な判断要素となった決定であるため、上訴審であるデラウェア州最高裁判所の本決定に関する判断を含め、注目に値します。

パートナー　加賀美　有人
☎　03-5223-7757/+1-646-255-1158
✉　aruto.kagami@mhm-global.com

パートナー　鈴木　信彦
☎　03-6266-8952/+1-646-255-1159
✉　nobuhiko.suzuki@mhm-global.com

シニア・アソシエイト　須納瀬　史也
☎　03-5223-7791/+1-646-255-1164
✉　fumiya.sunose@mhm-global.com

シニア・アソシエイト　川本　健
☎　03-5220-1868/+1-646-255-1163
✉　ken.kawamoto@mhm-global.com

17. 中国・アジア（中国）：会社法の改正

全国人民代表大会常務委員会は、三度の意見募集を経て、2023 年 12 月 29 日、「中華人民共和国会社法」の改正法（「新会社法」）を公布した。新会社法は 2024 年 7 月 1 日より施行される。中国の会社法は 1993 年に制定されて以来、今回の改正で 6 度目の改正となるが、全面的な改正としては 2005 年の改正に次ぐ 2 度目の全面改正である。

新会社法においては、主に、会社資本制度、会社組織及びガバナンスに関する事項を中心に改正されている。

会社資本制度については、登録資本金に関して、現行法では払込期限に法定の制限はなかったが、有限責任会社の成立の日から 5 年以内に払込みが必要とされた。既存の会社については経過措置が設けられる予定であるが、登録資本金の全額について払込みが完了していない企業においては、想定よりも早く払込みが必要になる場合もあり、対応を検討する必要がある。

会社組織及びガバナンスについては、有限責任会社における新たな組織構造として、董事会内に監査委員会を設置する制度が新設されたこと、また従業員数 300 人以上の会社において、監事会における従業員代表監事が存在する場合を除いて、従業員代表董事を選任することが要求されること等の改正が行われた。特に、後者については、従業員数の多い工場等で適用となる場面が想定され、董事会における意思決定にも影響を及ぼす可能性があるため、実務的な対応を検討する必要がある。

上記の他、新会社法においては株主・実質支配者及び董事・監事・高級管理職の責任強化、多重代表訴訟制度等の新制度の導入、有限責任会社の持分譲渡制度の調整、会社登記制度の整備、会社清算制度の調整、簡易合併の新設等の改正事項がある。

新会社法は、中国企業の運営実務に影響を及ぼす事項があるため、自社の状況を踏まえ対応を検討しなければならない。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

パートナー　江口　拓哉
☎　06-6377-9402（大阪）
✉　takuya.eguchi@mhm-global.com
パートナー　森　規光
☎　+86-10-6590-9292（北京）
✉　norimitsu.mori@mhm-global.com
外国弁護士　崔　俊
☎　03-6212-8368
✉　jun.cui@mhm-global.com

18. 新興国（ウガンダ）：ウガンダにおける競争法制定

アフリカ東部の内陸に位置するウガンダは、現在もいわゆる後発開発途上国（Least Developed Country）に分類され途上国の中でも最貧国の一つではあるものの、近時は、近隣諸国との比較においても、安定的に高い経済成長率を維持しており、また、相対的に安定した政治・社会情勢等も背景に、海外からも有力な投資先候補として注目を集めています。

ウガンダでは、経済基本法の一つである競争法について、長く議論されながらも先送りにされてきたのですが、今般、ようやく、2024 年 2 月 2 日の大統領の承認を受け競争法（Competition Act, 2023）（「本法」）として成立するに至りました。但し、本法については必要な官報公告がいまだなされておらず、そのため施行は未了であり、また、そのタイミングについても不明であり今後注視が必要な状況です。

本法の内容は、大きく、以下の 3 つに分かれます。

①反競争行為規制：反競争的な行為や合意を禁止し、これに反する合意や行為を無効とした上、違法な水平的協定の例として、販売価格の固定化、供給・市場・技術発展・投資の制限等を、また、違法な垂直的協定の例として、カルテルや排他的代理店契約、取引拒絶、再販売価格指定等を挙げています。

②優越的地位濫用規制：優越的地位の濫用を禁止し、優越的地位の認定にあたっての考慮要素や、市場確定にあたっての考慮要素を示し、また、優越的地位の濫用に当たり得る具体的な行為類型の例として不公正な購入条件、販売価格、契約条件の強制、市場アクセスを阻害する行為等を挙げています。

③企業結合規制：所轄官庁が別途規則により定める届出基準を満たす株式譲渡を含む企業買収に関し、これにより一定の支配権を取得する者に対し事前届出義務を課しております。かかる届出を受けた所轄官庁は、120 日以内に当該取引による市場への悪影響の有無を審査し、認可・不認可を決定することとしています。現状、かかる企業結合届出についての規則案は、公表されておらず、届出基準や届出のための手続の詳細については不明であり、今後制定される規則の内容が注目されます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

このような経済基本法である本法の制定は、国内・対外的に健全な経済活動に資することが期待される基礎的な法的インフラ整備の重要な進展であり、基本的にはポジティブなアップデートといえます。

但し、長期独裁政権下にあるウガンダにおいては、法執行の不透明性や汚職の問題が指摘されることがいまだ多く、本法施行後におけるその運用・執行が適正・適切になされるかどうかが大いに注目されるところです。特に、本法の問題として、その執行機関について、グローバルでは一般的な行政からの独立機関（日本における公正取引委員会）ではなく、行政機関である貿易・産業・協同省（Ministry of Trade, Industries and Cooperatives）が所轄するものとされている点からも執行上の課題が予想されます。

また、ウガンダでは、地域経済共同体である東南部アフリカ市場共同体（COMESA）及び東アフリカ共同体（EAC）に加盟しており、それぞれの企業結合規制が適用されており、本法施行後においては、本法における企業結合規制との適用関係等、未整理の論点も多く、今後の議論・実務が注目されるところです。

カウンセル　佐藤　貴哉
☎　03-6266-8543
✉　takaya.sato@mhm-global.com

アソシエイト　西村　良
☎　+66-2-009-5169（バンコク）
✉　makoto.nishimura@mhm-global.com

アソシエイト　緒方　彰大
☎　03-5220-1912
✉　shota.ogata@mhm-global.com

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

セミナー情報

https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー　『デジタル・アイデンティティ研究会シンポジウム「ビジネスとアイデンティティ」～デジタルリアリティとアイデンティティ～』
  開催日時　2024 年 3 月 7 日（木）13:30～17:45
  講師　蔦 大輔
  主催　慶應義塾大学サイバーフィジカル・サステナビリティ・センター（後援：情報ネットワーク法学会）

- セミナー　『第 5319 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「ビジネスと人権」の近時の動向・実務対応及び M&A・投資等における観点』
  開催日時　2024 年 3 月 7 日（木）13:30～15:30
  講師　白井 俊太郎
  主催　株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー　『【土地取得･開発に関する海外贈賄などのケーススタディも含めて】海外子会社における不祥事の初動対応と予防策』
  開催日時　2024 年 3 月 8 日（金）10:00～12:00
  講師　御代田 有恒
  主催　株式会社日本ナレッジセンター

- セミナー　『FIN/SUM2024』
  開催日時　2024 年 3 月 8 日（金）11:00～11:50
  講師　石橋 誠之
  主催　日本経済新聞社、金融庁

- セミナー　『営業秘密侵害対応の刑事・民事の勘所と予防策』
  開催日時　2024 年 3 月 8 日（金）13:30～16:30
  講師　今泉 憲人
  【宇賀神国際法律事務所】 宇賀神 崇
  主催　株式会社経営調査研究会

- セミナー　『第 5322 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「セキュリティ・トークン・オファリング（STO）の法律実務～不動産 STO・社債 STO の最新動向を中心に～」』
  開催日時　2024 年 3 月 11 日（月）13:30～16:30
  講師　石橋 誠之
  主催　株式会社 FN コミュニケーションズ

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

- セミナー　『第 5323 回金融ファクシミリ新聞社セミナー【再募集！】「スタートアップ投資を成功させるためのポイントー気を付けるべきポイントは何か、どこに力点を置くべきか」』
  開催日時　2024 年 3 月 12 日（火）13:30～15:30
  講師　岡野 貴明
  主催　株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー　『第 5325 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「コンプライアンスを踏まえた公務員との関わりの心得ー企業の役職員が金品等の利益提供を授ける・受ける場合の注意点にも言及ー」』
  開催日時　2024 年 3 月 14 日（木）13:30～15:30
  講師　今泉 憲人
  主催　株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー　『経営者のためのサイバーセキュリティ戦略～リスクを軽減し、サプライチェーンを守る～「経営課題としてのサイバーセキュリティと法律実務」』
  開催日時　2024 年 3 月 14 日（木）15:00～17:00
  講師　蔦 大輔
  主催　内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）

- セミナー　『生成 AI と競争政策～イノベーションのために競争政策が果たす役割とは？～』
  開催日時　2024 年 3 月 15 日（金）14:00～16:50
  講師　高宮 雄介
  主催　公正取引委員会

- セミナー　『著作権を巡る実務上の問題とその解決策～社内利用・契約利用に関する疑問から、生成 AI など近時のトピックまで徹底解説～』
  開催日時　2024 年 3 月 18 日（月）14:00～17:00
  講師　佐々木 奏
  主催　一般社団法人企業研究会

- セミナー　『【再エネ発電と地域共生】改正再エネ特措法への対応策～地元「説明会」の認定要件化などの事業規律強化への対応～』
  開催日時　2024 年 3 月 18 日（月）16:00～18:00
  講師　岡谷 茂樹
  主催　株式会社新社会システム総合研究所

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

セミナー　『実務担当者のための日本・グローバルの個人情報保護規制入門講座～つまずきやすいポイントに留意しつつ解説致します～』
開催日時　2024 年 3 月 21 日（木）14:00～17:00
講師　田中 浩之
主催　一般社団法人企業研究会

- セミナー　『第 5281 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「重要情報の漏えい防止など情報管理対策の勘所～情報漏えい未然防止策と万一漏えいした際の対応策～」』
開催日時　2024 年 3 月 25 日（月）13:30～16:30
講師　佐々木 奏
主催　株式会社 FN コミュニケーションズ

文献情報

https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html

- 本　『自動運転・MaaS ビジネスの法務［第 2 版］』（2023 年 12 月刊）

出版社　株式会社中央経済社
著者　戸嶋 浩二、佐藤 典仁、秋田 顕精（編著）、林 浩美、岡田 淳、毛阪 大佑、片野 泰世、中山 優、塩崎 耕平、阿南 光祐、福澤 寛人、古橋 悠（共著）

- 論文　「2024 年株主総会の実務対応 助言会社・機関投資家の議決権行使基準の動向（上）」
掲載誌　旬刊商事法務 No.2349
著者　澤口 実、松下 憲、若林 功晃、新井 雄也、藤井 祐輔（共著）

- 論文　「企業による生成 AI の利用態様と法的検討のポイント（特集／生成 AI の法的課題と実務）」
掲載誌　有斐閣 ONLINE
著者　田中 浩之

- 論文　「Lexology In-Depth: Space Law (5th Edition) - Japan Chapter」
掲載誌　Lexology In-Depth: Space Law (5th Edition)
著者　四元 弘子、石川 大輝、大段 徹次、コリン・トレハーン（共著）

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

- 論文　「Lexology In Depth: Anti-Money Laundering (1st Edition) - Japan Chapter」
  掲載誌　Lexology In Depth: Anti-Money Laundering (1st Edition)
  著者　小田 大輔、白根 央、尾登 亮介、ロビン・ゲー・ナドラー（共著）

- 論文　「International Comparative Legal Guide to: Telecoms, Media & Internet 2024 - Japan Chapter」
  掲載誌　International Comparative Legal Guide to: Telecoms, Media & Internet 17th Edition
  著者　丸茂 彰、林 浩美、伊奈 拓哉（共著）

- 論文　「The Legal 500: Environment Comparative Guide (the 5th Edition) – Japan Chapter」
  掲載誌　The Legal 500: Country Comparative Guide 2024 5th Edition
  著者　田井中 克之、川端 健太、工藤 恭平、島田 真志（共著）

- 論文　「IAPP Global Legislative Predictions 2024 - Japan Chapter」
  掲載誌　International Association of Privacy Professionals (IAPP)
  著者　田中 浩之

NEWS

https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html

- Chambers Global 2024 にて高い評価を得ました

Chambers Global 2024 にて当事務所は日本における以下の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。
さらにタイ（Chandler MHM Limited）、ミャンマー（Myanmar Legal MHM Limited）及び中国においても以下の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士がその分野で高い評価を得ております。

森・濱田松本法律事務所

JAPAN

・Banking & Finance (Band 1)
・Capital Markets (Band 1)
・Capital Markets: Securitisation & Derivatives (Band 1)
・Corporate/M&A (Band 1)
・Dispute Resolution (Band 1)
・Intellectual Property (Band 2)
・International & Cross-Border Capabilities (Japanese Firms) (Band 1)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

・International Trade (Band 1)

THAILAND

・Banking & Finance (Band 2)

・Corporate/M&A (Band 2)

・Projects & Energy (Band 1)

MYANMAR

・General Business Law (Band 2)

<u>弁護士</u>

JAPAN

・Banking & Finance

佐藤 正謙、青山 大樹、小林 卓泰、末廣 裕亮、松田 悠希

・Capital Markets

鈴木 克昌、尾本 太郎、根本 敏光、田井中 克之

・Capital Markets: J-REITs

尾本 太郎、藤津 康彦

・Capital Markets: Securitisation & Derivatives

佐藤 正謙、江平 享

・Corporate/M&A

棚橋 元、石綿 学、大石 篤史、松村 祐土、小島 義博、林 宏和、紀平 貴之、内田 修平、松下 憲

・Corporate/M&A: Expertise based abroad in Myanmar

武川 丈士

・Dispute Resolution

関戸 麦、飯田 耕一郎

・Dispute Resolution: International

ダニエル・アレン

・Intellectual Property

三好 豊、岡田 淳

・International Trade

石本 茂彦、梅津 英明、宮岡 邦生

CHINA

・Intellectual Property (International Firms): Expertise based abroad in Japan

小野寺 良文

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

THAILAND

・Banking & Finance

ジェッサダー・サワッディポン、ジョセフ・ティスティウォン、スパトラー・サターポンナーノン

・Corporate/M&A

アカラポン・ピチェードヴァニチョーク、ヌァンポーン・ウェークスワナラック

・Projects & Energy

ジェッサダー・サワッディポン、ジョセフ・ティスティウォン、デイビット・ベックステッド

MYANMAR

・General Business Law: Foreign expert in Japan

武川 丈士

・General Business Law

キンチョー・チー、武川 丈士、眞鍋 佳奈

➢ The 2024 World Trademark Review 1000 - The World's Leading Trademark Professionals にて高い評価を得ました

Law Business Research が発行する The 2024 World Trademark Review 1000 - The World's Leading Trademark Professionals において、当事務所は日本を代表する法律事務所（Gold）として選ばれました。また、当事務所の以下の弁護士・弁理士も各分野で高い評価を受けました。

森・濱田松本法律事務所

・Firms: prosecution and strategy (Gold)

・Firms: enforcement and litigation (Gold)

弁護士・弁理士

・Individuals: enforcement and litigation (Silver)：三好 豊

・Individuals: enforcement and litigation (Gold)：小野寺 良文

・Individuals: enforcement and litigation (Silver)：岡田 淳

・Individuals: prosecution and strategy (Silver)：岡田 淳

・Individuals: prosecution and strategy (Silver)：田中 尚文

➢ 増島 雅和 弁護士が特許庁による第 5 回 IP BASE AWARD にてグランプリを受賞しました

当事務所の増島 雅和 弁護士が、特許庁による第 5 回 IP BASE AWARD にて、スタートアップ支援者部門でグランプリを受賞しました。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

詳細は特許庁の知財コミュニティポータルサイト「IP BASE」に掲載されております。

なお、3 月 1 日（金）に授賞式及びセッションが開催されました。
詳細はこちらよりご確認いただけます。

- 横浜オフィス開設のお知らせ

今般、当事務所は、横浜オフィスを開設することといたしましたので、お知らせいたします。

当事務所は、東京をはじめとする国内各拠点においてリーガル・サポートを提供しておりますが、このたび、国内有数の経済規模を誇る神奈川県において、クライアントの皆様により密接な立場からきめ細やかなサポートを提供させていただくため、神奈川県横浜市にオフィスを開設することといたしました。

横浜オフィスには、会社法関連業務、訴訟・紛争、M&A、スタートアップ等において豊富な経験を有するパートナーである河島 勇太 弁護士及びアソシエイト弁護士が所属いたします。

横浜オフィスは、他の国内拠点（東京、大阪、名古屋、福岡、高松及び札幌）及び海外拠点（北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ニューヨーク）、並びにその他の国の提携法律事務所等と密に連携をとりながら、会社法関連業務・訴訟紛争・M&A・スタートアップ・事業承継・危機管理・ファイナンス・事業再生・クロスボーダー取引をはじめとする幅広い分野において最先端のリーガル・サポートを提供し、神奈川県の経済発展に微力ながら寄与して参る所存です。

横浜オフィスの開設については、開設に必要となる諸手続を経た上、2024 年夏頃のスタートを目指しております。開設日・開設場所等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

※横浜オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開設する予定です。

- ジャカルタオフィス代表電話番号変更のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 ジャカルタオフィスは、代表電話番号を下記の通り変更いたしましたのでご案内いたします。
ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

＜新電話番号＞
+62-21-3021-2222（代表）（旧番号：+62-21-3020 0222）
※住所に変更はございません。

- ジャネット・チョウ 弁護士が入所しました

（ジャネット・チョウ 弁護士からのご挨拶）
拝啓

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

2018 年にハーバード大学ロースクールを修了し、ニューヨークの Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison 法律事務所において法曹としてのキャリアを開始しました。2021 年に Latham & Watkins 法律事務所（東京オフィス）に入所し、日本に拠点を移しました。これらの法律事務所では、公開会社・非公開会社の M&A、成長株投資及びその他一般企業法務案件を主な取扱分野としていました。また、知財関連取引、データプライバシー、ファンドの組成及び管理に加え、内部調査の分野においても経験があります。

森・濱田松本法律事務所の一員になることを光栄に思うとともに、皆様と一緒に新たな一歩を踏み出すことを楽しみにしております。

敬具

2024 年 2 月吉日
弁護士　ジャネット・チョウ

- 岡田 淳 弁護士が AI ガバナンス協会 行動目標ワーキンググループ 有識者検討会 委員に就任しました

- 田中 浩之 弁護士が日本弁理士会 特定侵害訴訟代理業務にかかる能力担保研修講師に就任しました

- 蔦 大輔 弁護士が総務省 サイバーセキュリティタスクフォース ICT サイバーセキュリティ政策分科会 構成員に就任しました

- 柿元 將希 弁護士が全日本柔道連盟コンプライアンス委員会 副委員長に就任しました

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

- 呂 佳叡 弁護士が総務省 ICT サービスの利用環境の整備に関する研究会 利用者情報に関するワーキンググループ 構成員に就任しました

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.